

## 別紙

### 平成 28 年度結婚新生活支援事業実施要領

#### 1 目的

少子化の進行は、未婚化・晩婚化の進行や第 1 子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要であることから、妊娠・出産、子育て支援というこれまでの段階に加え、それ以前の段階である結婚への支援も含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが求められている。

このため、結婚新生活支援事業は、都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策を実施し、もって婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的とする。

#### 2 事業構成及び事業内容

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、都道府県又は市町村が、新規に婚姻した世帯を対象に、住宅取得若しくは住宅賃借又は引越に係る別記に掲げる事業を行う。

#### 3 実施方法

- (1) 結婚新生活支援事業は、本実施要領の定めるところにより実施するものとする。
- (2) 結婚新生活支援事業の実施に先立ち、都道府県又は市町村は、事業計画を作成するものとする。計画には、様式 1 及び 2 により、①事業名、②事業の趣旨・目的、③地域の実情と課題、④都道府県（市町村）における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけ、⑤重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、⑥実施期間、⑦所要見込額、⑧事業内容、⑨その他必要事項を記載すること。

- 注) ①「事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。  
②「事業の趣旨・目的」には、結婚新生活の支援により婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的とする旨を盛り込むこと。  
③「地域の実情と課題」には、当該地域の人口減少や少子化の状況、施策の現状を盛り込むこととし、事業内容との関連に留意した記述とすること。また、可能な限り具体的なデータを盛り込むこと。

- ④「都道府県（市町村）における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけ」には、地域の実情及び課題を踏まえた、都道府県又は市町村における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
  - ⑤「重要業績評価指標（K P I）及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、重要業績評価指標（K P I）及び定量的成果目標を達成予定時期も含め記載すること。また、都道府県又は市町村は平成 29 年 6 月 30 日までに効果検証を実施し、その結果を報告すること。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は平成 30 年 6 月 30 日までに効果検証を実施し、その結果を報告すること。
  - ⑥「事業内容」には、個別事業ごとの具体的な事業の内容を記述すること。
  - ⑦妊娠・出産、子育て支援等のその他の少子化対策と一連のものとして事業を実施する場合にあっては、「その他必要事項」にその内容を記述すること。
- (3) 都道府県は、自ら策定した計画又は当該都道府県内の市町村が策定した計画を内閣府に提出し、計画内容及び事業実施について内閣府と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- (4) 都道府県又は市町村は、必要がある場合には、内閣府に協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

#### 4 実施主体

実施主体は都道府県又は市町村とし、その責任の下に結婚新生活支援事業を実施するものとする。

#### 5 事業実施期間

2に掲げる結婚新生活支援事業は、平成 29 年 3 月 31 日までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は平成 30 年 3 月 31 日までに完了することとする。

#### 6 事業実施に当たっての留意点

(1) 当該事業の対象経費についての留意点は、下記のとおりである。

- ① 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の人件費等は対象外として  
いること。

- ② 「結婚祝い金」等の使途を限定しない給付は対象外としていること。
- ③ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より地方自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

## 7 事業の検査等

- (1) 内閣総理大臣は、事業の適性を期するため必要があるときは、都道府県又は市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成28年度結婚新生活支援事業費補助金交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

## 8 事業の事後評価

### (1) 都道府県事業

事業の事後評価については、様式3により事業実施主体である都道府県が作成し、平成29年6月30日までに内閣総理大臣に対し報告するものとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は平成30年6月30日までとする。

### (2) 市町村事業

事業の事後評価については、様式3により事業実施主体である市町村が作成し、都道府県は、当該都道府県内の市町村の実施した事後評価を取りまとめた上で、平成29年6月30日までに大臣に対し報告するものとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は平成30年6月30日までとする。

## 9 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7(2)により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

## 別記 事業構成及び事業内容

### 第1 事業構成

婚姻に伴う新生活支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援
- 2 新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援

### 第2 事業内容

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援  
(1) 対象となる世帯

新規に婚姻した世帯（本実施要領の制定日以降で、結婚新生活支援事業を実施する都道府県又は市町村が定める日から都道府県又は市町村の事業終了日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、下記により算出した世帯の所得が340万円未満であるもの。

#### (新規に婚姻した世帯の確認方法)

申請世帯については、戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日が確認できる書類により新規に婚姻した世帯に該当するかを確認すること。

#### (世帯の所得の算出方法)

所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）をもとに、都道府県又は市町村が定める年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）（イ）の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- (ア) 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合
  - ・離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
- (イ) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合
  - ・所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

#### (2) 対象となる事業

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援であつて、それぞれに記載する要件を満たしていること。

- (ア) 新規の住宅取得費用に係る支援

- ・都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認すること。
- ・平成 29 年 1 月 1 日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。

(イ) 新規の住宅賃借費用に係る支援

- ・都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・賃貸借契約書により契約内容を確認すること。
- ・平成 29 年 1 月 1 日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。
- ・婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。
- ・勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- ・地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とする。

2 新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援

(1) 対象となる世帯

- 1 (1) に同じ。

(2) 対象となる事業

婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）に係る支援であって、下記の要件を満たしていること。

- ・都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・平成 29 年 1 月 1 日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。